

新生活を始める前に済ませたい「国民年金のお手続き」

国民年金加入者の種別は3種類あります

国民年金の加入者は次のとおり3つの種別に分かれており、その種別によって保険料を納める方法などが異なります。

第1号被保険者（以下、「第1号」）
・自営業の方や学生、フリーターなど



第2号被保険者（以下、「第2号」）
・サラリーマン、公務員など



第3号被保険者（以下、「第3号」）
・第2号の方に扶養されている配偶者



国民年金の届出が必要な時は…

就職したとき

それぞれの職場で、厚生年金の加入に併せて第2号の手続きが行われます。また、被扶養配偶者（厚生年金の職場に勤務する配偶者と生計を同じくする方）についても、第3号の手続きは配偶者の勤務先が行います。



結婚したとき

婚姻により、厚生年金などの資格を喪失し、配偶者の被扶養配偶者となる方は、配偶者の勤務先で第3号の手続きを行ってください。ただし、失業給付などを受給する場合は、被扶養配偶者認定から外れる場合がありますので、役場などで第1号の手続きが必要です。



引越したとき

引っ越しなどで住所を変更しても、年金の手続きは基本的に不要ですが、第1号の方で口座振替やクレジットカード納付ではないのに納付書が届かない場合は、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。



退職したとき

在職中は厚生年金の加入者ですが、60歳になる前に退職された方は、第1号の届出および保険料納付が必要となります。また、60歳未満の被扶養配偶者についても、第3号から第1号へ種別が変更され、保険料納付が必要となりますので、役場などで手続きをしてください。



第3号の方はご注意を！

第3号の方が60歳未満で、「配偶者の退職」「本人の収入が年130万円以上」「離婚」などにより、被扶養配偶者でなくなると第1号になりますので、必ず役場窓口などで手続き願います。

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話：5-1112 告知端末機：5-8812